

○塩谷町希少植物保護条例案

(平成 年 月 日条例第 号)

(目的)

第1条 この条例は、塩谷町（以下「町」という。）に生育する希少植物の保護を行い、将来にわたる良好な自然環境と地域資源の保護を図ることを目的とする。

(用語)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

(1) 希少植物 町内に生育する植物（種子を含む。）で、その種の個体の数が著しく少ない又は著しく減少しつつあるもの、種の個体の主要な生育地が消滅しつつあるもの、並びに種の個体の生育環境が著しく悪化しつつあるものをいう。

(2) 町民等 町民及び観光等の来訪者等をいう。

(3) 事業者 開発工事その他事業を行うものをいう。

(希少植物の指定)

第3条 町長は、希少植物の種及び保護すべき区域を規則により指定するものとする。

(町の責務等)

第4条 町は、希少植物について生育状況等の把握に努め、その状況に応じて保護が必要な場合は、適切な施策を講ずるものとする。

2 町は希少植物の保護に関する施策に当たっては、その保護に熱意を有する町民等と協働して取り組むものとする。

3 町は希少植物の保護の必要性について、町民等の理解を深めるため、普及啓発等適切な処置を講ずるものとする。

(町民等の責務)

第5条 町民等は、希少植物の保護に努めるとともに、町が実施する希少植物の保護に関する施策に協力するものとする。

2 町民等は、希少植物の生育環境の保護に努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、希少植物の生育の環境の悪化の防止に努めるとともに、町が実施する希少植物の保護に関する活動に協力するよう努めなければならない。

(土地の所有者等の義務)

第7条 第3条により指定された区域内にある土地を所有し、又は管理する者は、その土地の利用に当たっては、指定希少植物の保護に留意しなければならない。

(財産権の尊重)

第8条 この条例の運用にあたっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重し、地域の保護及びその他の公益との調整に留意するものとする。

(採取等の禁止)

第 9 条 何人も希少植物の生きている個体については、採取、損傷をしてはならないものとする。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。

- (1) 許可を受けてその許可に係る採取等をする場合
- (2) 人の生命又は身体の保護などやむを得ない事由がある場合
- (3) 公共工事等を行う場合

(復元命令)

第 10 条 前条の規定に違反し、その事実が確認されたときは、町長は、違反者に対し、原状復元等を命ずることができる。

(過料)

第 11 条 町長は、第 9 条の規定に違反した者又は第 10 条の規定による命令に違反した者に、過料として 10 万円を科することができる。

(希少植物保護専門員)

第 12 条 町長は、希少植物の保護に熱意と識見を有する者のうちから、その保護に関し必要な啓発、調査、助言等を行う希少植物保護専門員を委嘱することができる。

(委任)

第 13 条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。